陳述書

みなさんは、刑事施設の中がどういう場所か知っていますか？

刑事施設、とりわけ刑務所の中でも、人は政治についての話をします。
選挙になると「この人に当選してほしい」「この人には当選してほしくない」「なんで俺たちは投票できないんだろう」そんな会話が、受刑者同士でも日常的に交わされるのです。

私は、今回の服役において、四つの施設で生活をしました。
刑務所でも、新聞を読むことはできます。
テレビで政見放送を見ることも、ラジオから選挙の情報を得ることもできます。
しかし、その環境は、外の社会とは大きく違います。
施設から提供される新聞は一紙だけで、お金のない人は新聞社を選ぶことはできません。
部数も非常に少なく、まったく読むことすらできない日があります。
また、共同室にはテレビが一台しかないため、政見放送を見られないこともあります。
生放送を一切放映しない刑務所もありました。

さらに、閉居罰という懲罰を受けている間は、新聞も、テレビも、ラジオも利用できません。
閉居罰は、最長で六十日間に及びます。
選挙期間と重なれば、選挙に関する情報をまったく得られないまま、選挙が終わってしまいます。
それでも、受刑者は政治について考えているのです。

私と同じ工場で作業していた、再審請求を続けている方とは、よく法律について議論しました。
選挙期間には、政治についても話しました。
その方は、「再審法を改正してほしい。再審法の改正に前向きな人を国会に送り込みたい」と話していました。

また、トランスジェンダーの方から相談を受けたこともあります。
その方は、男性刑務所で生活し、他の男性受刑者と一緒に入浴しなければならないことなどに、苦痛を感じていました。

その方は、「社会は変わりつつあるのに、なぜ刑務所は一切変わらないのだろう」と話していました。

さらに、無期の受刑者の方も、政治や選挙に強い関心を持っていました。

刑務所の中であっても、一人ひとりが政治に関心を持つ理由があるのです。

しかし、ひとたび受刑者になると、投票の案内は届きません。
選挙公報も届きません。
不在者投票についての説明もありません。
「選挙があります」という通知すらありません。
選挙結果をリアルタイムで知ることができない刑務所では、翌日の新聞が回ってくるのを楽しみに待っていました。

選挙について話している。
結果も気になる。
応援したい人もいる。
それでも、自分たちは投票できない。
それが、刑務所の中の現実です。

私自身が、受刑者には選挙権がないことを知ったのは、本人訴訟のために「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」を勉強していたときでした。
その事実を知って、最初に浮かんだのは、「なぜ？」という純粋な疑問でした。

私は、刑事施設で不当な処遇を受け、本人訴訟で国を相手に裁判を起こしました。
そして、違法な処遇について勝訴判決を得ることができました。
しかし、裁判をすること自体が、大きな負担でした。
書面はすべて手書きです。
判例を調べるには、必要な判例を手紙で外部の人に伝え、探して送ってもらわなければなりません。
その手紙や資料を手に入れるのにも、検査などの手続を経るため、非常に時間がかかります。
職員の処遇について争う場合、その場にいた他の受刑者の証言が重要になることがあります。
しかし、他の受刑者に手紙を送ることは認められません。
陳述書の作成や、証人としての協力をお願いすることすらできないのです。

書面以外の証拠は、自分の手に取って確認することさえできない場合がほとんどです。
公平な裁判を受ける権利が、事実上十分に保障されているとは言い難い。
私は、自らの裁判を通じて、その現実を経験しました。

そして、投票する権利すら奪われているということを知ったとき、「この国は、一度失敗したら終わりなんだな」と思ったのです。
では、なぜ私は投票したいのか。
特別な理由があるわけではありません。
投票する権利があるから、その権利を使いたい。
税金を納めている以上、その税金をどう使ってほしいのか、自分の意思を示したい。
そして、変化を恐れない人を、自分の一票で応援したい。
ただ、それだけです。

受刑者として投票したいのではありません。
「私が、私として、投票したい」のです。
刑務所の中にも、政治について考える人がいます。
社会を変えてほしいと願う人がいます。
自分の一票で、誰かを応援したいと思う人がいます。
どうか、「受刑者」という一つの言葉だけで、私たちから権利を奪わないでいただきたい。
私たち一人ひとりと向き合ってください。

以上

２０２６年１０月１４日

上告人　八木橋　健太郎